

保育標準時間利用の申出書

この申出書は、以下の①から③までの全てに該当する場合に記入していただくものです。一つでも該当しないものがある場合、記入の必要はありません。

- ①入所児童の保護者のうち、両方またはいずれかが就労を要件として入所申込を行う場合
- ②申込にあたって提出する就労証明書のNo.19「月就労時間」が120時間未満である場合
- ③保育標準時間の利用を希望する場合

※保護者の月就労時間が120時間未満であり、この申出書の記入が無い場合は、**保育短時間(8時間)**のご利用となります。

令和 年 月 日

申出者（保護者）

下記の理由により保育標準時間の利用を申し出ます。

記

【注意事項】

※入所児童の保護者のうち、いずれかが求職活動中または育児休業中である場合は、保育標準時間を利用することはできません。

※保育標準時間とは、保育を利用できる時間が1日あたり最長11時間（原則として7：00から18：00まで）のことを指します

※就労状況が変更となった場合は、速やかに変更後の就労証明書を提出してください。変更後の就労時間が月120時間未満であり、かつ保育標準時間の利用を希望する場合は、再度申出書の提出が必要です。